

この町で暮らしたい、もう一度つながりを持つための支援
～触法障害者における社会復帰の取り組み～
中村 匡志（奈良県発達障害者支援センターでいあー）

I. はじめに

奈良県発達障害者支援センターでいあー（以下、でいあー）は、平成17年4月施行の「発達障害者支援法」に基づいて「発達障害者支援センター」の奈良県を担当する事業体として、県より当法人が受託し設置された。目的は、発達障害のある子どもからおとなに至るあらゆるライフステージにおける支援体制の構築・整備とし、相談を核に発達相談・就労相談と普及啓発および研修の各事業をおこなっている。

相談対象は広く、本人・家族をはじめ、支援機関とその支援者も含まれる。支援機関とその支援者への支援関係は、支援体制の構築において、地域の支援力を高めるためには重要であるため推進している。

年々、支援者から依頼される相談内容も変化し、開所当初は、発達障害児者への支援方法や関わり方を求める声が比較的多かったが、近年は、困難事例への具体的な助言を求める声が高まっている。中でも、今回取り上げる触法障害者へのニーズは高い。事件や罪を犯した背景・原因の一部に、その対象者が持つ発達障害の特性も関係する場合があります、専門的かつ個別的な知見からの見解と助言を求められている。また、各領域の支援者が支援計画を立てるためのヒントも求められている。

県内唯一の発達障害に特化した専門相談機関として、本体事業以外に地域の支援機関や福祉関係者の集う協議会等への参加が増えている。

II. 取り組み1：でいあーにおける実践

（1）相談全般から

でいあーでは、平成24年頃から触法またはその恐れのある方に対する相談が増えてきた。内容は、軽微な犯罪：窃盗、痴漢行為、傷害、器物破損が大半を占め、処分に関しては不起訴に至るものから、起訴の場合にも執行猶予付き有罪や罰金刑等軽い量刑が多い。

平成28年、発達障害者支援法が改正施行され、司法手続きにおける発達障害者への合理的配慮が明記され、保護観察所や少年鑑別所等の司法関連機関からの相談や連携依頼が増加した。

（2）相談事例から

関わった触法障害者の典型的な一事例を取り上げる。事例は個人情報に配慮し、一部内容を変更の上挙げている。ここでは「更生支援計画」を立案し、その活用に重点を置く。

Aさん

【概要】

10代男性 高等学校在籍 5歳時に自閉スペクトラム症（診断時は広汎性発達障害）・知的障害。IQ68。療育手帳 B2 判定。

【経過】

幼少期から電化製品と配線図に興味を持ちはじめた。小中学校は特別支援学級に在籍。高校2年生のクラス替えの後、いじめを受けてうつ症状や自殺企図が現れた。一方、家では電化製品に対するこだわりが強くなり、帰宅後利用の放課後等デイサービ

スの支援後に、一人で外出して屋外に置かれた電化製品の分解が楽しみになっていた。その後、分解された機器が故障したことで事件が発覚し警察に補導。同様の被害が地域で複数報告されていたことが分かり、少年審判に至った。検察側は複数回同様の手口での犯行のため、少年院(矯正施設)での更生を示唆。一方、付添人(弁護士)は少年院より、社会生活の中で支援や配慮を受けながら目標を持つての生活こそが適切であると見立てた。そのため、更生支援計画を立て、福祉的支援を受けながらの生活を訴えることとし、でいあーコーディネートし保護者・支援機関と調整しながら立案した。(参考資料1参照)

【本人の思いや考え】

- ・ストレスがかかっているので発散したい
- ・興味ある機器の内部構造を見ることで気持ち満足して楽しい
- ・自分で元通りに出来るので大丈夫
- ・悪いことへの理解はあるが、迷惑をかけたこと、被害者への弁償は理解してない

【周囲の思い】

- ・二度と迷惑をかけて欲しくない
- ・自立に向けて再び歩んで欲しい
- ・行動前に助けを求め、相談して欲しい

【でいあー実施した支援】

- ・保護者面談の実施
- ・支援者を交えたケース会議の実施

その後、本人相談を計画するが、直前に補導されたため、付添人の弁護士との連絡調整に移行。更生支援計画(参考資料1参照)の立案をした。

【現在の様子】

審判の結果、保護観察処分が言い渡された。支援計画に沿っての生活により自立に向けて歩んで欲しいと説諭された。

今後は、本人・保護者・支援者で面談の後、計画に基づいて支援の具体化を、行

政・支援機関・在籍校と連携しながら、方向性を合わせて支援している。

【考察】

Aさん本人の障害特性に応じた更生支援計画を立案により、執行猶予が付いた可能性が示唆される。Aさんにとって、少年院での生活は、教育プログラムに沿って生活出来る力は有しているが、本人の生活する実社会と違う場面であり、出院後の生活イメージが院内で醸成されない推察出来る。いかに社会生活で目標を持ち、支援を受けながら生活することを再確認した事例であった。

Ⅲ. 取り組み2：地域との連携・協働

(1) 奈良市における実践

奈良市において、でいあー同様の課題が見られた。市内には矯正施設(少年刑務所：現在は廃止、少年院)があり、出所者が地域生活に移行していたが、障害特性が背景にあり福祉的支援が必要な方も一定割合いた。特に、知的障害者および発達障害者支援は、支援者が行き詰まる事例があり、個々の事例積み上げに頼った支援力向上は困難であった。支援関係を結ぶことから支援チームを立ち上げ、役割分担し支援構築する必要性を感じていた。この課題を地域全体での解決する課題として挙げ、方策も含め整理し始めた。

平成25年：ステージⅠ「今、地域にある問題を抽出」奈良市、相談支援事業所、弁護士、でいあーの3機関で非公式に意見交換を始めました。個別事例から、問題になりやすい点を整理した。

平成26年：ステージⅡ「地域課題として整理」奈良市自立支援協議会地域生活支援部会内に触法障害者支援グループ(以

下、「触法グループ」) を立ち上げた。この当時、地域における触法障害者の課題は大きく3つに集約された。

1) 入口支援の課題：検察官から、触法障害者の中に、矯正施設における矯正教育よりも福祉的支援を活用した地域生活による社会復帰・自立が望ましい方が、一定割合いることを教えられた。しかし、実際は支援機関同士で対象者の支援がネットワークのようにつながるのではなく、関わった支援者個人に委ねられ、知っている支援者同士で連携しているに過ぎなかった。支援システムが存在しないことが課題だった。この段階において狭義の課題が3つ抽出された。A) 中立的な立場で福祉的支援が適当かどうかアセスメントと意見出来る機関がなく、少年刑務所内の社会福祉士が担うのみだった。B) 地域生活定着支援センターが設置されたが、障害特性は有るが未診断の方、障害受容の難しい方、調整対象者以外への関わりが困難だった。C) 福祉と司法の担当者の連携が不十分で、調整不足や重複した支援がおこなわれているケースもあった。

2) 出口支援の課題：出所後の支援が人伝手で「良い支援者に巡り合えた人は支援が長くつながっている」状態であった。この段階において狭義の課題が5つ抽出された。A) 触法障害者を福祉的支援で社会復帰・自立を目指そうと考える方が少ない、または懐疑的意見を持つ方もいた。B) 対象者が支援中に再犯や問題を起こさないか、他の利用者や地域に迷惑をかけないかなどの不安から、受け入れに慎重な意見も見られた。C) B) の結果受け入れられる事業所が一部になったことで、責任と負担が大きくなっていった。D) 地域生活定着支援センターでは、特別調整対象者以外の障害者の支援が困難。E) 出所後に更生保護施設を経て、地域生活する方が一定数いた

が、利用期間満了後に支援や社会資源に繋がらない事例もあった。

3) 当事者（本人）の課題：犯罪や罪に関する意識の差や、触法行為に至るきっかけの段階で、罪を犯している意識はなく、実は誰かに騙されていた・知らない間に犯罪行為に至っていたなど、知らない間に加害者になった事例があった。

先の1)～3)の課題に関して、触法グループに対して行政や支援者から相談を受けることにより、中立的に考えるシステムが創られました。(図1参照) ただし、このグループの存在と役割を知っている機関や事業所からと言う課題は残っていた。

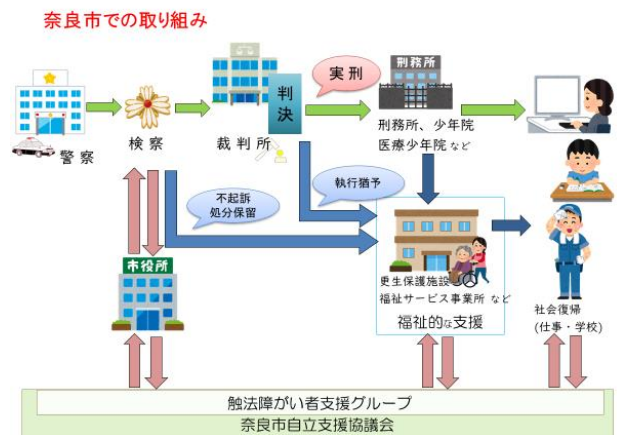


図1:奈良市における触法障害者支援の取り組み

その後、触法グループでは福祉と司法のネットワークづくり強化を目的に、事例検討の実施、相互勉強会の実施、施設・事業所の見学会を実施した（例：依存症からの復帰施設、刑務所など）。

平成28年：ステージⅢ「制度を知ってもらい活用、正しい障害理解の促進」福祉支援者を対象に、当番弁護士制度のチラシ作成と配布による周知・理解啓発を実施した。一方、弁護士を対象に、弁護士が対象者との接見時に、障害特性に応じた関わりや認識の差の解消を目的とした「接見時ツール」を作成した。この時期から、福

社・司法が互いの支援と役割を知り、同じ視線で支援出来るようになりました。困難に直面した際に互いに敷居無く相談出来る関係が築かれつつあった。

平成 29 年：ステージⅣ「普段出来ることに取り組んでみる。起こる前支援」ここでは、犯罪や事件が起こってからの支援システムや連携強化に重点を置いてきたが、ここからは触法行為に至る前段階の日常生活場面に着目した。障害者が日常生活で、法律・社会のルール・マナーを正しく理解することで、知らず知らずに法律を犯してしまうことや、誰かに騙されることを防げると考えた。普段の言動が法律を触れることや、知ると参考となるルールやマナーを学ぶことにより、困った時に相談する重要性を伝えたいと考えるようになった。

そこで、当事者に対する法律・ルール・マナーを知る機会が必要と考えた。並行して福祉・司法支援者に対し、実践の継続から、司法の仕組みを知り、更生と福祉的支援の関係性、その人らしい生活を送っている結果が再犯に至っていない状態という視点を持つことだと考えた。QOL の支援にも結び付くため、これらの思いを具体的活動に転化出来るか模索した。

平成 30 年 1 月 30 日、触法グループメンバー有志で第 1 回「出張出前講座」を、奈良市内の生活介護事業所で当事者対象に実施した。初めての試みから、事業所利用者のみを対象として実施した。同年 11 月 19 日に第 2 回目、令和 2 年 2 月 27 日に第 3 回目を実施しました。回を重ねるごとに、他の福祉事業所利用者も参加され、県内外の福祉事業所職員の見学も増加した。

(2) なら社会復帰支援隊「あひる隊」

出張出前講座を触法グループとして継続させるには、会議体である協議会が主体的に具体的実施は困難であった。障害者のための法律・ルール等の正しい理解を広めて犯罪の抑止を図るための組織を創ることになった。令和 2 年 3 月になら社会復帰支援隊：通称「あひる隊」（以下、「あひる隊」）として触法グループから独立して組織化した。名称は「あかるく・ひろく・ルール・とどけ隊」の略である。

現在は、弁護士・地域生活定着支援センター職員・相談支援専門員・生活介護支援事業所職員・社会福祉士会会員と、でいあ一職員より構成されている。

(3) 出張出前講座

あひる隊における本講座は、当事者 4 名から 6 名程度を 1 グループとして複数グループ作り、各グループにはグループリーダー兼コミュニケーション補助役として支援者が 1 名～2 名入る構造になっている。プログラムは、以下の通りである。

1) イントロダクション：本プログラムに参加するグループメンバーとの一体感と慣れ、スタッフ・進行者を知ってもらう目的で、歌・リズムや言葉・手を使った遊びなどをおこなう(例：後だし負けじゃんけん)。

2) ミニドラマ：スタッフがテーマに沿った劇を 5 分程度演じる。内容は、買い物途中で友人にお金を借りる、スマホゲーム課金など日常生活にある題材を挙げている。劇中で主人公もしくは周囲の人にトラブルが起こるため、弁護士役として現役弁護士が劇中に「ダメ、ダメ」と言って割って入り、なぜ法律的にいけないかについて解説をおこない、解決に向けたヒントを演じる。



図 2：ミニドラマの様子

3) クイズ大会「あひる争奪戦」：法律・ルールに関する選択肢クイズが出題され、グループで回答する。正解するとあひるの玩具がもらえ正解数で競いあう。ミニドラマ同様に LINE メッセージ送信の際のトラブルなど日常生活で起こしそうなテーマを挙げている。



図 3：クイズの様子

4) グループワーク：お互いにトラブルにならず心地よく過ごせるかなどのルールを考えあい、発表・共有する。(例：友人とのケンカ後の仲直りの仕方)

IV. 出張出前講座における調査

(1) 目的

当事者が法律・ルールの理解を目的とした講座を受けるあたり、どのようなプログラムに興味を持ち、講座の前後での気持ち

(満足度)に変化が生じるかを検討した。

これは、受講者の中には、過去に刑事事件で罪問われた経験者も参加されるため、講座継続にあたり、当事者のニーズに沿ったものをより効果的に実施することと、講座に安心して参加してもらうための重要事項として考えた。

(2) 方法

令和 2 年 11 月 26 日実施の第 4 回出張出前講座において参加者アンケート調査を実施・分析した。アンケートは当事者に実施した(参考資料 2. 参照)。実施にあたり、知的障害者も参加されるため、度数を示す点数に加え、痛みのスケール(Face Rating Scale)で使用の表情も入れ、視覚的理解による配慮をした。回答にあたり、同席する支援者が当事者とのコミュニケーション補助をおこない協力して回答する方もいた。その後、同席の支援者から当事者の様子を聞き取った。

(3) 第 4 回出張出前講座

講座は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、会場定員を見直し、現地会場 15 名とオンライン参加 9 名の 24 名で実施した。オンライン参加にあたって、オンラインミーティングアプリ ZOOM を使用し、オンライン先の事業所と会場の双方向でやり取りが出来るよう工夫した。(図 4. 参照)

プログラムは、Ⅲ. (3) における内容を全て実施した。



図4：会場の構造

V. 結果及び考察

現地参加者及びオンライン参加者より回答を得た。

参加者数：24名、回答者数：19名

(有効回答率：79%)

19名の内訳は、全て生活介護事業所利用者、療育手帳B1、B2所持者であった。プログラムには全参加者が受講できた。途中で注意集中の持続困難で離席した方、回答の際に支援者の補助が必要な方がいた。

(1) 講座前後の気持ちの変化

開始前、終了後共に気持ち(満足度)は高く、変化のない方が多数をであったが、気持ちに変化した方も見られた。(図5, 6参照)

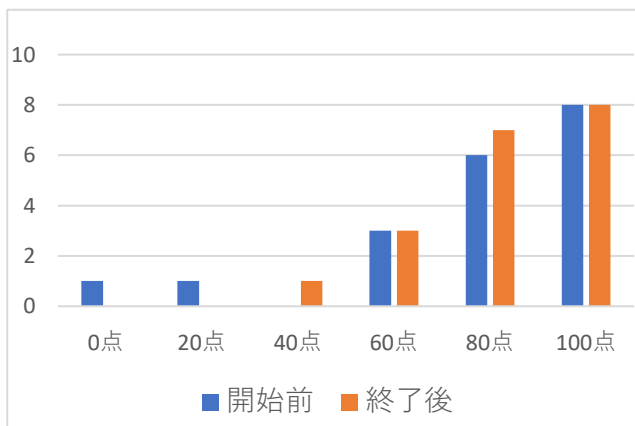


図5：講座前後における気持ち(満足度)の比較

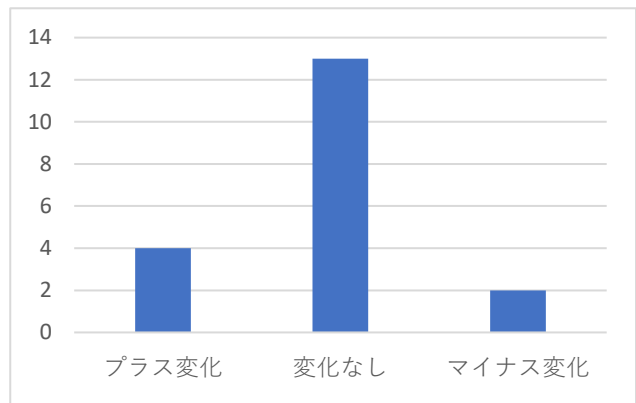


図6：講座前後における気持ち(満足度)の変化

(2) 内容に対する興味

クイズへの興味が最も多く、次いでミニドラマ・グループワークであった。(図7. 参照)

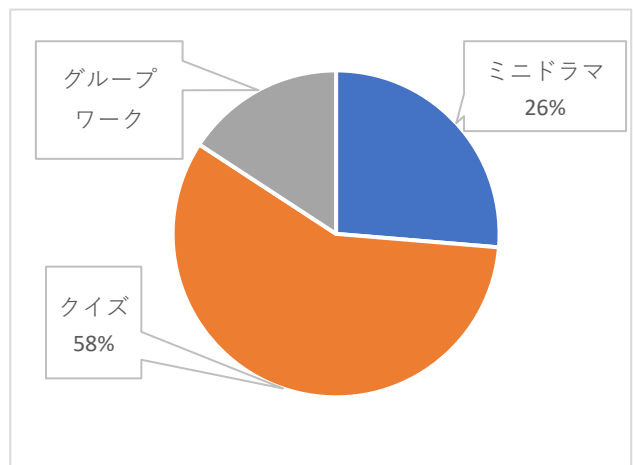


図7：興味を持ったプログラム

(3) 考察

講座に対する気持ち(満足度)は開始前から比較的高く終了後まで維持された。講座前後における気持ちの変化は見られたものの、多くが変化なく参加された様子であった。これは、同席した支援者への聞き取りより、1)当事者が事前予告されたことで安心して受講できたこと、2)事業所内の作業等と異なり、モチベーションが高い中で参加出来たこと、などから推察された。

プログラムに対する興味・関心について、クイズの高さは、ゲーム性が高く直感

的に解答出来ることと、正解後のあひるのミニチュアがトークンになることから、言葉での理解が苦手な当事者に参加しやすいものと考えられる。ミニドラマは、舞台でおこなわれる劇をその場で見て理解するため、聞き言葉や場面の理解と、注意力・集中力の持続が必要と考えられる。一方で演者は立場・内容を分かりやすくするために衣装(男性が女性役をするなど)に工夫をしたため、キャラクター性に注目されて見た目の興味を持ったと考えられる。これは、同席した支援者への聞き取りから、クイズはあひるが得られたことで解く楽しさがあること、ミニドラマは演者への興味を持ちやすく、そのあとで内容がついてくるとの回答からも推察される。

本講座の目的から、終わるまでのすべての時間で楽しみながら法律・ルールを知ることが大切と考えられる。今後、継続開催にあたって、参加の当事者の特性に応じてプログラムの比重を変える事や、ミニドラマ・クイズのテーマが、より日常生活からイメージしやすい事柄にする視点が必要ではないか考えた。

VI. まとめ

本研究では、触法障害者支援から見えてきたことを中心に、支援を実施し始める時期を問わず対象者に必要な支援は何であるかを取り上げてきた。でいあーにおける相談から、奈良市の地域課題として自立支援協議会における取り組み、新たに組織化したあひる隊による出張出前講座の取り組みと、発達障害のはじめるとする触法障害者の課題を、点から線に・線から面にして発展させられたと感じている。1)点を線にする支援：個々の事業所の持つニーズをつなぎ合わせ、地域で連携し解決する手立てを創り出せたと思う。2)線を面にする支援：入口支援・出口支援のようにある一時期に

集中して支援するだけでなく、普段から出来る予防的関わりやつながりを、従来の必要な時におこなう支援まで一体的に活かすことが出来たのではないだろうか。

あひる隊による出張出前講座においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で変更や延期が余儀なくされ、本来の調査規模よりも小さな母集団による調査になったことは反省点である。

触法障害者の支援において大切な視点として、当事者の過去の行為ばかりに目をむき過ぎず、今とこれからの未来に向けた新たなその人らしい日常の連続と支えだと考える。一方で、罪を償い社会生活に復帰にあたり障壁は残っている。支援者が向き合う時も同様であり、関わることに不安を抱える場合もあるだろう。そこで、触法行為が起こった後の支援も大切よりも、日常生活の中で法律・ルール・マナーを知り、普段通りにその人らしい暮らしが続くことこそが、触法行為に至らない、至らせないことにつながると考えている。この町で当たり前前に暮らし、つながりを持ちながら日常生活を過ごす大切さを改めて感じるようになった。

今回、私自身があひる隊活動に参加する中で、支援者として市民として関われることは、共生社会の構築に一部であるが寄与出来たことに変わりなく、これからも継続していきたい。

最後に、本研究にあたり調査にご協力いただいた、なら社会復帰支援隊「あひる隊」の皆様と、第4回出張出前講座に参加いただいた、社会福祉法人大和郡山育成福祉会、合同会社しあわせ工房、ゆるりねっこわーく株式会社の利用者並びに職員の皆様には心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

参考文献：

- 1) 堀江 まゆみ, 水藤 昌彦(東京 TS ネット編)：更生支援計画をつくる 罪に問われた障害のある人への支援, pp55-97, 現代人文社, 2016
- 2) 辻川 圭乃：弁護士会による罪に問われた障害のある人の『入口』支援の現状と課題, pp237-251, 早稲田大学社会安全政策研究所, 2015

更生支援計画書

年月日

作成者

第1 行った活動

(1) 面談

令和 年 月 日 保護者との面談

(2) 関係者会議

令和 年 月 日 保護者、X市福祉課担当者、でいあ一担当

(3) 参考資料

本人の特性に関するシート

(4) その他

第2 本人について

1 本人	氏 名	A	性 別	男 性
	生年月日 年 齢	平成 年 月 日 10代		
2 障害の程度・ 診断	知的障害(療育手帳B) 自閉スペクトラム症			
3 生育歴	就学前：5歳時知的障害・発達障害の診断。この頃から電化製品への興味を持つ。 小学校・中学校：特別支援学級に在籍。 高校：養護学校。1年生時にうつ症状が現れる。2年生時クラスメイトからのいじめを受ける。電化製品に再度興味を持つ(こだわり)。他人の機器を了解なしに分解した結果壊してしまい、分からなくなるとそのまま放置してしまうが増える。			
4 事件時の生活 環境等	環境の変化、いじめによってストレス過多の状態が続いていたと推測される。状況に応じ、臨機応変に助けを求めることや相談出来なかった。ストレス解消の方法を学ぶことなく、自己の興味にこだわったと思われる。			
5 アセスメント 結果	<p>障害特性から、①ルールの学び大切である。②自分の行為に対して相手にどのような損害や感情に至るか察することが困難。③反省について：抽象的で見えない概念の理解は困難であり、一般的な懲罰による理解・学びは更に困難と考えられる。</p> <p>意見：新たな環境下で形式的な学びは、日常生活への反歌が難しく、効果を発揮しづらい可能性が多い。</p> <p>更生の本質：①今の生活に極めて近い環境で、本人の気持ちの受け止めが大切。②本人が学びやすいスタイルでイメージしやすい内容が大切。③自分の気持ちを出出来る環境で、ルールや法律の理解を進めることが大切。④地域で本人の味方になる支援者に支えられ「ダメなことはダメ」と言える関係の醸成が大切。</p> <p>これらが更生への近道だと考える。</p>			

参考資料 1

第3 今後の支援について

<p>1 今後の支援</p>	<p>短期（具体的な日時、もしくは時期を記載） 3か月：自分の思いを伝えること・相手の意見を聞き、暮らしに活かすこと</p> <p>中期 1年：自分の思いを伝えること・余暇の過ごし方を見つける 自分自身でふり返られるようになる</p> <p>長期 2年：自分にあう仕事を見つける・就いた仕事を続けること 自ら（社会ルールを守りながら）楽しみを見つけて暮らすこと</p>
<p>2 支援体制</p>	<p>相談：自分の味方になってくれる人をつくる。 （例）X市福祉課、でいあ一、訪問看護師、保護司</p> <p>日中活動：在学中は学校が主に関わる。卒業後は福祉事業所に通所する 案① 事業所B：働く意味を知り、自分にとって100%興味を持ってない仕事であっても継続して働く事で、継続は力なりの自信を積む。 案② 事業所C：興味ある内容で継続して仕事出来るか。職員の指示に従って継続出来るか。</p> <p>余暇：体操教室、TVゲーム等 ※今後、自ら何をするかを、これらの選択肢の中から選べるようにする。</p>
<p>3 まとめ</p>	<p>具体的に生活スタイルのイメージが出来るようにする 案：スケジュールを決めて、これに沿って生活する。その後、家族と振り返る。 ※スケジュールには必ず余暇を入れる。余暇は自由な時間であるが、反社会的なものを排除した選択肢を本人・家族/保護者・支援者と作成し、本人が（選んで）良かった実感を持つ事が大切。</p>
<p>4 支援コーディネーター</p>	<p>奈良県発達障害者支援センターでいあ一 中村 匡志 ※連絡先：</p>

添付資料

なし

アンケート

性別： 男性・女性

年齢： ~19歳・20歳~29歳・30歳~39歳・40歳~49歳・50歳~

※お名前は不要(いりません)です。

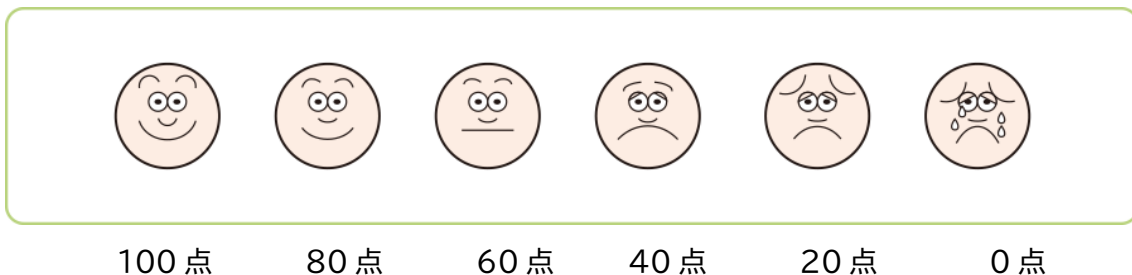
※このアンケートについて

- ①ご意見を下さい(これからもっといい内容にしていくための質問です)
- ②参加して満足だったかをお聞かせ下さい
- ③出前講座に出る前と今で変わったことをお聞かせ下さい
- ④答えていただいた内容は、大切な個人情報です。勝手に外に出すことはありません、ご安心ください。
ただし、結果をまとめて報告の際と、研究のための資料に使うことがあります。

アンケート内容

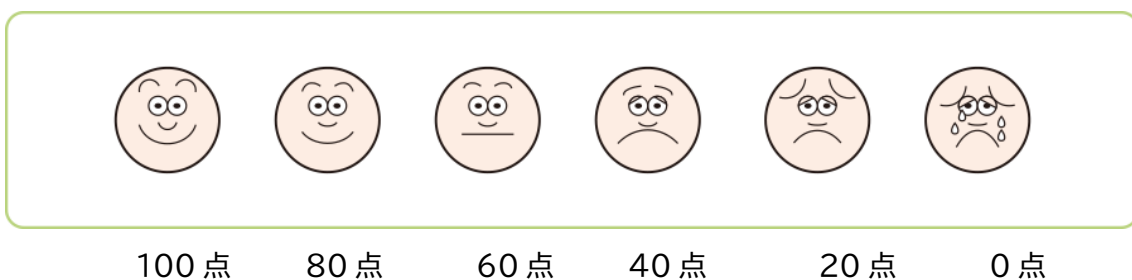
1、出前講座が始まる前の気持ち(満足度)を教えてください。

(この場所に来た時の顔か、0~100点の点数のどちらかに○を付けて下さい)



2、今の気持ち(満足度)を教えてください。

(今の気持ちに合う顔か、0~100点の点数に○を付けて下さい。)



3、出前講座で一番興味を持ったプログラムを教えてください ○を付けて下さい

- ミニドラマ：「お金をひろう」「自肅警察(じしゅくけいさつ)」の劇でした
- クイズ大会：クイズに答えて正解すると、あひるがもらえました
- グループワーク：みんなで話し合いをしました

以上です、お答えいただきありがとうございました。

あひる隊

参考資料3 本文中の用語について

(詳しくはそれぞれを書籍・インターネット等でお調べください)

- ・ **触法障害者**：罪を犯した、または罪問われた障害者。
- ・ **奈良市自立支援協議会 触法障害者支援グループ**：平成26年に協議会内のグループとして発足。現在、行政(障がい福祉課)・福祉(地域生活定着支援センター、相談支援事業所、生活介護事業所、グループホーム、居宅介護支援事業所、でいあー)・司法(弁護士会、保護観察所、少年鑑別所)の各支援者が参加。
- ・ **入口支援**：逮捕・拘留後、捜査や公判(裁判)の段階にある人への支援。
- ・ **出口支援**：矯正施設(刑務所・少年院)から出所する人への支援。
- ・ **更生支援計画**：福祉的支援が必要な障害当事者のため、その方の障害特性や・病状を踏まえて、同じ行為をくり返さないために必要な支援や、日常生活における工夫・配慮が記載された計画書。
- ・ **接見時ツール**：京都弁護士会作成した、弁護士が本人(被疑者)と接見する際に障害特性を理解した上で必要な配慮する事項をまとめた書式。奈良版では、1)本人に差入れする際に渡す書式として、①司法手続きの流れと裁判と日付を記入出来る様式。②弁護士の役割が掛かれた様式。③取り調べの際、言うこと言わなくても良いこと、困ったときに警察官に言うべきセリフが書かれた様式、これらを作成。2)弁護士が接見前に読む様式：①発達障害・知的障害に関する障害特性の解説書、②特性に応じた必要な配慮(例：メモを見える形で提示する、短い声かけなど)が書かれた様式、これらを作成。
- ・ **起訴**：公判(裁判)に掛けられること。
- ・ **不起訴**：公判(裁判)に至らず処分が下されること。
- ・ **執行猶予**：実刑は伴うが、実際に矯正施設には行かず、社会生活の中で罪を償うこと。ただし、猶予中に罪を犯した場合は、猶予取り消しがほとんどである。
- ・ **矯正施設**：刑務所や少年院など、更生・行動改善をおこなう施設。
- ・ **更生保護施設**：罪を犯した人の中で、家族等に頼ることが出来ない環境にある、または生活上の問題・障害があるなどの理由で、自力で更生が困難な人が、生活しながら自立に向けて必要な支援を受けて、再出発・社会復帰を目指すための生活支援施設。利用期間は原則6か月以内。県内には1か所。
- ・ **地域生活定着支援センター**：国の地域生活定着促進事業に基づいて、高齢者や障害者など自立が困難な矯正施設出所者を、福祉サービス等につなげ、地域生活の定着を支援するセンター。入所中からのコーディネート、出所後の福祉施設利用などの定着のためのフォローアップ、相談をおこなう
- ・ **特別調整**：高齢者(おおむね65歳以上)または障害者で、釈放・出所後の住まいがない人、釈放・出所後に自立した生活する上で福祉サービス等が必要な人で、当事者が特別調整となることを希望している人を指す。(⇔一般調整)